

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 683 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 683 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 4 年 8 月 19 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 4 年 8 月 19 日（金） 午後 3 時～ 3 時 30 分

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 深谷 勝義

委 員 1 番 近藤 武

2 番 服部 啓子

4 番 本田 貴士

6 番 竹内 敬三

7 番 相羽 誠二

8 番 深谷 英一

9 番 神谷 登

10 番 成田 正彦

11 番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14 番 浅田 勲

15 番 大嶋 英二

17 番 鈴置 省悟

18 番 深谷 幸子

・欠席委員

（農業委員）

3 番 濱島 守

5 番 鈴木 広子

（農地利用最適化推進委員） 16 番 加古 俊治

19 番 山口 茂樹

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 683 回）

令和 4 年 8 月 19 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地改良届出について	
5	報告 4	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の取消願いについて	
6	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
7	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
8	議案 3	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
9	議案 4	農用地利用配分計画案に関する意見について	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
 事務局 下谷 敏信
 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 683 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名中 11 名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員の 6 名中 4 名の出席をいただいております。

なお、3 番濱島守委員、5 番鈴木広子委員、16 番加古俊治委員、19 番山口茂樹委員から欠席の連絡を受けております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』から、日程第 5、報告第 4 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の取消願いについて』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁から 3 頁までの計 10 件です。畑 11 筆、田が 5 筆で、転用面積は 4,103 m²、転用目的は宅地・住宅がそれぞれ 3 件、店舗及び駐車場が 1 件、寄宿舍 1 件、共同住宅 1 件、資材置場 1 件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 2 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 4 頁から 5 頁までの 9 件、畑 20 筆、田 1 筆の合計で 11,523.96 m²の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 3 号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 6 頁の 2 件、田 4 筆の合計で 3,131 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨をご報告します。

続いて、報告第 4 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の取消願いについて』ご説明します。

議案書 7 頁の 1 件、畑 1 筆で 20 m²です。当該案件につきましては、令和 4 年 7 月 20 日に報告第 2 号第 8 番において報告した案件ですが、届出人において譲受人の変更があったため、取消願書が提出されました。

局長専決処理の上、受理通知した旨をご報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第4号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。
次に、日程第6、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』1件を上程いたします。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。
農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書8頁の大府市農業委員会の許可案件1件、畑1筆、田1筆の合計で128.91㎡です。

取得の目的は、自宅の敷地に隣接し、農作業に都合がよく、規模拡大を図るためです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について浅田勲委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

1番の譲受人は、所有農地及び借り受け農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

意見は無いようですので、議案第1号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第7、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書9頁の愛知県知事許可案件の計3件です。

1番の案件は、駐車場及び資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、北崎インターチェンジから概ね300m以内にある農地で、第3種農地と判断することができます。

2番の案件は、資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、1番の案件と同様の農地で、第3種農地と判断することができます。

3番の案件は、分家住宅を建設する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連単している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるもので、第2種と判断することができます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

1番の申請地は、雨水が既設側溝に排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2番の申請地は、土地造成はなく碎石舗装です。雨水は、敷地内の浸透枡で集水後、道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、浅田勲委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

3 番の申請地は、土地造成はなく整地のみです。雨水は、道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

無いようですので、議案第 2 号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 2 号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第 8、議案第 3 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）』7 件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 3 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書の 10 頁から 11 頁までの 7 件です。市内の方が 4 名、市外の方が 3 名で、畑が 8 筆、田が 3 筆の合計で 7,046 m²の申請です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書に記載のあるとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第 3 号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第 9、議案第 4 号『農用地利用配分計画案に関する意見について』1 件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 4 号『農用地利用配分計画案に関する意見について』ですが、既に公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定した案件で、借り手を変更するための「農用地利用配分計画案」を作成するにあたり、農

業委員会に意見が求められています。議案書 12 頁から 13 頁までの 1 件です。新たに権利の移転を受ける者は市内の方で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の要件を満たしています。

契約期間、賃借料については議案書に記載のあるとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第 4 号を採決します。

農用地利用配分計画案を回答するにあたり、委員会の意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 4 号については、委員会の意見はなしとすることに決定します。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第 683 回総会を閉会します。